

## 令和3年度第12回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年3月11日（金）午後1時36分 から 午後3時05分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稻見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

#### 4、議事日程

##### 1、開会

##### 2、議事録署名委員の指名

##### 3、報告

報告第 55 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

##### 4、議案

議案第 81 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 82 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 83 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 84 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 85 号 買受適格証明願（3条）について

議案第 86 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

##### 5、報告

報告第 56 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 57 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 58 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 59 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第 60 号 非農地判断について

##### 6、閉会

#### 5、農業委員会事務局職員

事務局長

田所 秀一

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主任

信田 啓太

## 6、会議の概要

議 長

只今より、令和3年度第12回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、23名であります。全員出席ですので、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、24番 坂入委員 と 2番 柴委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第55号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いいたします。

事務局長  
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第55号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和4年3月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

この取り下げについては、12ページ議案第83号、受付番号1番及び2番の案件となっております。譲受人と譲渡人は、1番と2番で同一でございます。共に2月14日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由は、1番、2番共に計画変更のため取り下げるものです。以上です。

議 長

報告のとおりでございます。議案書12ページ、議案第83号、受付番号1番と2番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第81号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号17番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号17番は、14番議席 宮崎委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時40分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第81号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年3月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：17 番、譲受人：筑西市藤ヶ谷、譲渡人：筑西市藤ヶ谷、申請土地の表示：藤ヶ谷字本田、台帳地目：田、現況地目：田、面積：1,504 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積2,223 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、譲受人の経営面積：2,503 a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：132 a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
受付番号17番について、調査委員の報告をお願いします。

齋藤一弥  
委 員

13番、齋藤です。  
今月の2日に現地調査並びに書類審査を行いました。現地調査時に譲受人本人に確認をいたしました。以前から作業請負ということで、稲刈りとか乾燥調製をしていた所だそうです。譲渡人から農業を縮小するので土地を買っていただけないかという話からこの話になったそうです。譲受人は施設野菜、普通作を大規模に経営しておりまして、問題ないと判断し、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第81号、受付番号17番を採決いたします。

議案第81号、受付番号17番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第81号、受付番号17番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、14番議席 宮崎委員の除斥を解きます。

午後1時42分 解除

つづいて、議案第81号、受付番号1番及び2番並びに4番から16番、18番から29番について、事務局より説明願います。

事務局長  
倉持主任

倉持主任より説明いたします。  
1番、筑西市中上野、筑西市中上野、中上野字武内、田、田、5,355 m<sup>2</sup>、贈与、

178 a、6 (1)、54 a、持分の全部移転。

2 番、筑西市柳、筑西市柳、柳字三王山、山林、畑、1,003 m<sup>2</sup>、売買、361 a、2 (2)、19 a。

3 番は保留となります。

4 番、筑西市知行、筑西市知行、知行字八幡山、畑、畑、436 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,097 m<sup>2</sup>、売買、83 a、7 (1)、23 a。

5 番、筑西市上平塚、筑西市上平塚、上平塚字大道東、畑、畑、4,760 m<sup>2</sup>、賃貸借、7 a、1 (1)、337 a。

6 番、筑西市江、水戸市上国井町、関本上字天照、田、田、759 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,593 m<sup>2</sup>、売買、473 a、1 (1)、145 a。

7 番、筑西市飯島、水戸市上国井町、伊讚美字中原、田、田、991 m<sup>2</sup>、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 5,223 m<sup>2</sup>、売買、813 a、3 (2)、145 a。

8 番、筑西市宮山、筑西市宮山、宮山字長畑、畑、畑、1,232 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,455 m<sup>2</sup>、売買、14 a、7 (1)、300 a、令和 4 年 4 月 1 日始期の利用権設定と同時許可となります。

9 番、筑西市宮山、神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東一丁目、宮山字無量院前、田、田、117 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,019 m<sup>2</sup>、売買、14 a、7 (1)、63 a、令和 4 年 4 月 1 日始期の利用権設定と同時許可となります。

10 番、筑西市板橋、筑西市板橋、板橋字本田、畑、畑、849 m<sup>2</sup>、売買、277 a、4 (3)、78 a。

11 番、筑西市板橋、筑西市舟生、板橋字入江、田、田、1,887 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,395 m<sup>2</sup>、売買、277 a、4 (3)、61 a。

12 番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾七番耕地、畑、畑、1,513 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,867 m<sup>2</sup>、売買、712 a、6 (4)、0 a。

13 番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾七番耕地、畑、畑、809 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 5,018 m<sup>2</sup>、売買、712 a、6 (4)、208 a。

次のページをお願いします。

14 番、筑西市小林、筑西市小林、小林字八軒、田、田、2,329 m<sup>2</sup>、外 11 筆、合計 12 筆、合計面積 31,469 m<sup>2</sup>、贈与、同一世帯、3 (3)、363 a。

15 番、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、井出蛭沢字玉川西、田、田、795 m<sup>2</sup>、交換、193 a、5 (4)、210 a。

16 番、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、井出蛭沢字小田塚、田、田、132 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 794 m<sup>2</sup>、交換、210 a、6 (4)、193 a。

18 番、筑西市嘉家佐和、筑西市嘉家佐和、下野殿字新山、田、田、1,260 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 7,507 m<sup>2</sup>、売買、349 a、3 (2)、0 a。

19 番、筑西市飯島、筑西市飯島、玉戸字西原、田、田、290 m<sup>2</sup>、売買、813 a、3 (2)、49 a。

20 番、筑西市飯島、筑西市伊讚美、飯島字村西、田、田、940 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,931 m<sup>2</sup>、売買、813 a、3 (2)、64 a。

21 番、筑西市飯島、筑西市飯島、飯島字上寺崎、畑、畑、492 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,638 m<sup>2</sup> 売買、813 a、3 (2)、120 a。

22 番、筑西市藤ヶ谷、水戸市上国井町、藤ヶ谷字牛塚、畑、畑、1,444 m<sup>2</sup>、売買、498 a、1 (1)、145 a。

23 番、筑西市徳持、水戸市上国井町、徳持字山東、田、田、1.20 m<sup>2</sup>、外6筆、合計7筆、合計面積4,641.20 m<sup>2</sup>、売買、2,839 a、6 (2)、145 a。

24 番、筑西市黒子、筑西市藤ヶ谷、井上字打木崎、田、田、15 m<sup>2</sup>、売買、106 a、2 (2)、21 a。

25 番、筑西市笹塚、筑西市笹塚、下平塚字大道南、畑、畑、1,169 m<sup>2</sup>、交換、102 a、3 (1)、151a。

26 番、筑西市笹塚、筑西市笹塚、笹塚字杉会、畑、畑、1,066 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積1,151 m<sup>2</sup> 交換、151 a、3 (1)、102 a。

27 番、筑西市下高田、筑西市下高田、下高田字桧宮、田、田、523 m<sup>2</sup>、贈与、61 a、4 (4)、141 a。

28 番、筑西市深見、日上市南高野町3丁目、茂田字虚空蔵前、畑、畑、554 m<sup>2</sup>、贈与、54 a、2 (1)、6 a。

次のページをお願いします。

29 番、栃木県佐野市高萩町、筑西市桑山、桑山字八番耕地、山林、畑、16,775 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積19,009 m<sup>2</sup>、売買、0 a、1 (1)、496 a、新規就農。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

寺内美雄  
委 員

5番、寺内が報告いたします。

私の方から、1番とそれから8番、9番について報告いたします。今月の1日に明野支所において、農業委員全員と農地利用最適化推進委員さん2名とで申請書類の確認と現地の確認を行いました。まず1番ですが、これは親から子への贈与になる譲渡になります。節税ということも考えながら、2分の1ずつの持分で贈与したということでもあります。昨年2分の1を贈与して、今年残りの2分の1を贈与して全部移転になると言っていました。親から子への譲渡ということで問題ないかと思われまます。皆さんの更なるご審議の程をよろしく願いいたします。それから8番と9番ですが、譲受人が同一であります。譲受人と8番の譲渡人は旧知の知人でありましたので面談をしてまいりました。まず譲受人に話を聞いたのですが、もともとこの農地というのは、自分の家の農地だったそうです。事情があって処分せざるを得なくなって、前の代に処分して、譲受人の家が本宅にあたり、この譲渡人の2人共が新宅にあたるそうですが、新宅で引き受けてもらったと言っていました。その後、地代を払いながら自分でずっとそのまま譲受人が耕作していたんですが、今回、譲受人も高齢となって息子さんと相談したところ、買い戻そうということになって、譲受人の方から譲渡人に対して売ってくれないかと話を持ち掛けたそうです。お互いにそれぞれ親戚ということもあって、快くいいよということになったそうです。このことを譲渡人にも確認をいたしました。間違いのないことであ

りました。それから9番の譲渡人ですが、何回も電話をしたのですが、留守番電話にも入れたんですが、とうとう出てもらえませんでした。4回、5回位かけたんですけどね。出られなかったということで、事情については譲受人から話を聞いていましたので、問題はないのかなと思います。ということで買い戻し、元々の土地を買い戻したいということで、場所も譲受人の家の周りに全部揃っていきまして、これで安心できるんだと言っていました。以上、問題ないと思われませんが、皆さんの更なる審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

蓮沼俊男  
委 員

16番、蓮沼が報告いたします。

2番、4番、12番、13番、最後の29番を一括報告いたします。まず3月1日に書類審査をいたしまして、以降それぞれの案件について電話で確認いたしました。まず2番ですが、受人渡人は、本宅、新宅の関係にあります。受人はよく知っている方で電話確認をしましたところ、この申請案件のすぐ脇の道路の境界確認の立ち合いをした際に、申請地について、30年前以上に親の代に交換をして耕作しており、既に登記されていたものと思っていたところ、まだ登記をやっていないということが分かり、今回の申請になったそうです。次に4番ですが、渡人のところが受人の実家になるのですが、親が亡くなり、今、跡を取っている女性の人が勤めているので、今後、農業はできないということで、叔父である受人に売買ということで申込み、受人もそれではということで売買に至ったそうです。次に12番、13番ですが、受人は同一人物です。12番の渡人は、高齢で施設に入っている状況であり、農家をやっていけないということで、ここ3年位の間ほとんど土地は売っております。今回、受人は、地域の担い手でもある方で、こここのところ急拡大をしております土地の売買を積極的にやっております。また13番の渡人ですが、高齢ということで、娘さんが跡を取っているようですが、やはり農家はできないということで、地域の担い手に売った方がいいということで、申し込んだようです。最後に29番になります。以前、この農業委員会でも受人の会社の事業説明を聞いたと思いますが、今回、新規就農ということで、まず土地を売買して農業を始めるということで、申請地は既に整地、一時かなり荒れていた農地ですが、これを整地して、今、実際、麦が蒔かれています。今後、営農型太陽光を設置する予定だそうですけど、今回は新規就農でお願いしますということで電話で確認いたしました。以上5件、いずれも問題ないと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

5番をお願いします。

瀬端洋  
委 員

23番、瀬端でございます。ご報告申し上げます。

5番、7番、19番、20番、21番についてご報告申し上げます。去る2月28日に書類審査を行いまして、後日、受人渡人に電話をしまして確認いたしました。

た。まず5番からですけれども、渡人の方がもう農業を規模を縮小し、耕作を徐々に減らしていきたいんだというお話でございまして、受人は近所の方でありまして、耕作をしてくれるということでございますので、お願いしたということであるらしいです。ただ土地を売るまでにはいかなく、3年間の賃貸借ということで契約をしたということでございました。それから7番、19番、20番につきましては、受人は同一人でございます。21番の受人につきましては、この同一人の受人の妻でございます。受人は規模拡大を図っておりまして、売ってもらえる土地があれば買いたいたいんだということでございました。7番は、県の振興公社で問題ございませんし、他の渡人の皆さんに確認をしたところ、農業は規模を縮小しまして、土地も買ってもらえる人がいれば売りながら少しずつ縮小していくんだということでございました。以上のことでございまして、許可相当かと思われまますけれども、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長                    6番をお願いします。

栗島和子                3番、栗島です。

委 員                    6番についてご報告いたします。3月2日に書類審査を行い、後日、受人に確認をいたしました。渡人は高齢になり、今後、管理が難しいため、以前から隣を耕作していた受人の方に売買の話があったそうです。受人の方は、専業農家でもあり規模拡大となり、また農林振興公社との申請ですので、問題ないかと思われまますが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長                    10番をお願いします。

栗島菊雄                18番、栗島です。

委 員                    10番と11番をご報告申し上げます。10番と11番は、譲受人は同一人でありまますので、一括でご報告申し上げます。現地調査の際に書類審査をいたしまして、双方に確認をしてまいりました。今回の物件は両方とも譲受人が賃貸借で耕作している場所です。譲渡人の方が健康上の理由で規模縮小をしたいということで、今回の申請になりました。問題ないと思いがすが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長                    14番をお願いします。

飯泉孝                   4番、飯泉です。

委 員                    14番と23番を報告します。先月、書類審査を行いまして、後日、電話での聞き取りをしました。まず14番ですが、親から子への贈与でして、家が近所なので直接会ってお話をききました。問題ないかと思いがすが、次に23番ですが、受人は田んぼとハウス栽培をやっている方でございまして、今回、規模拡大をしたいとのことでございます。また渡人が振興公社ということもありまして、問

題ないかと思ひます。14番、23番共に許可相当かと思ひます。更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 15番をお願ひします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 15、16番について報告します。15、16は、土地の交換ですので一緒に報告させていただきます。3月1日、書類審査を行いました。後日、受人と渡人双方に電話確認を行いました。申請内容に間違いのないとすることで許可相当かと思われますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長 18番をお願ひします。

高島敏男 21番、高島です。

委 員 18番の報告をいたします。この渡人である有限会社というのは、法人としてやっていたけれども、代表者本人が体を壊しまして、会社を閉じるということで、財産を清算するために、会社から個人に売買したそうです。つまり、会社として今までやってきたんですけれども体調不良でどうにもならないということで、このような清算の仕方をとったそうです。問題なしと考えられますが、更なる皆様のご審議の程をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 22番をお願ひします。

宮崎亨 14番、宮崎が報告します。

委 員 3月2日、書類審査を行いました。譲受人は、地域で芝生産を行う法人でありまして、譲渡人は振興公社ということですので、許可相当かと思ひますが、皆様の更なる審議をお願ひします。

議 長 24番をお願ひします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委 員 この譲渡人、譲受人は、2ヶ月位前でしたか、売買の申請が出てきているのですが、その時にこの15㎡という土地が抜けてしまいまして、今回の申請になったそうです。譲渡人、譲受人は、本家分家の関係でありまして、親の相続でこの分家の方に一旦この土地が相続されたんですが、もう農業を縮小するというので本家の方に買い取ってもらうようです。許可相当と思われますが、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 25番をお願ひします。

関口均 15番、関口です。

委員

25番、26番、27番について説明いたします。先月28日に書類審査をし、後日、電話で確認いたしました。まず25番、26番は、土地の交換ということで関連がありまして、一緒に発表いたします。25番の受人が元々渡人の土地を何ヶ所か借りて耕作していましたが、便利になるようにお互いの土地にくっつけて交換したということです。続きまして27番ですが、渡人の田が小さくて作りづらいいということで、親戚の受人に贈与したということです。25番、26番、27番それぞれの受入、渡人に電話で確認をしたところ、書類に間違いのないことを確かめました。よって、3案件は許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

28番をお願いします。

大林富子  
委員

11番、大林です。

28番について報告いたします。先月28日に書類審査を行い、後日、受入渡人に電話にて確認いたしました。受入の父と渡人の配偶者が弟姉ということであり、半分ずつの名義になっていたんですけども、父が亡くなったために渡人の配偶者である姉が戻って畑をやるはずでしたが、戻れなくなりまして、今、伯父である渡人から受入に贈与されたということでした。書類等に不備もなく許可相当かと思われませんが、更なる皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。以上です。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第81号、受付番号1番及び2番並びに4番から16番、18番から29番について採決いたします。

議案第81号、受付番号1番及び2番並びに4番から16番、18番から29番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第81号、受付番号1番及び2番並びに4番から16番、18番から29番は、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第82号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 82 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、申請人：筑西市石塔、申請土地の表示：石塔字石塔、台帳地目：田、現況地目：雑種地、面積：2,495 m<sup>2</sup>、転用目的：農業用施設。

申請地は、県道真岡筑西線の北側約 1.1 km、国道 294 号線の西側約 782m に位置する、農振農用地区域内の農地です。令和 4 年 2 月 2 日付、農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。申請者は、収穫量の増加に伴い農業用倉庫を建築する計画があります。転用の許可を得ずに農業用機械等を置く資材置場として利用してきたことが判明したことからこれを是正した上で、新たな農業用倉庫を建築すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

坂入進  
委 員

24 番、坂入です。

2 月 28 日に書類審査及び現地確認を行いました。なお、本人確認も行っております。書類には、先程事務局からもありましたが、不備がないと、始末書も添付されているというようなことでございます。申請人は地元の大口農家でありまして、収穫量の増産に伴い倉庫を増築とのこととあります。特に問題はないと思われませんが、更なる皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 82 号を採決いたします。

議案第 82 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 82 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

事務局長  
信田主任

次に、議案第 83 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

信田主任より説明いたします。

議案第 83 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番と 2 番は取下げとなります。

番号 3 番、4 番については事業者及び転用目的が同一のため、一括で説明いたします。

番号 3 番、譲受人：東京都港区虎ノ門四丁目、譲渡人：筑西市門井、申請土地の表示：門井字筭崎、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：1,120.32 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、転用目的：太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の南東側約 394m、筑西市立新治小学校の北東側約 450 m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

4 番、東京都港区虎ノ門四丁目、筑西市門井、門井字筭崎、畑、畑、1,640 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の南東側約 200m、筑西市立新治小学校の北東側約 605 m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、県外に本店をおき太陽光等の自然エネルギー事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5 番、埼玉県川口市榛松、筑西市桑山、嘉家佐和字丸山、畑、畑、1,074 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南側約 2 k m、県道谷和原筑西線の西側約 790m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、県外に本店をおき太陽光等の自然エネルギー事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

6 番、筑西市海老ヶ島、筑西市柳、赤浜字溝添、畑、雑種地、481 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、県道赤浜上大島線の南側約 523m、県道赤浜谷田部線の東側約 60 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、市内の借家にて夫と生活しております。将来、出産及び介護のため両親の住む地域に住宅を構えるべく計画しておりました。今回、所有者より了解がとれたため住宅建築すべく申請をするものです。なお、許可を得ず碎石を敷設し資材置場として利用していたため、譲渡人より始末書が添付されております。

7 番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、下野殿字佛前、畑、雑種地、219 m<sup>2</sup>、使用貸借、駐車場。

申請地は、国道 294 号線の西側約 842m、県道谷和原筑西線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、隣地に本店を置き飲食店の経営等を行う法人です。申請地が元来、雑種地であると錯誤し、駐車場として利用していたため是正すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。

8 番は保留となります。

9 番、東京都港区虎ノ門四丁目、譲渡人が複数名おります。筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、620 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、695 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。筑西市二木成、西方字新畑、畑、畑、488 m<sup>2</sup>、合計 3 筆、合計面積 1,803 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立太田小学校の北側約 559m、国道 50 線の南東側約 1.2 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、県外に本店をおき太陽光等の自然エネルギー事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

10 番、筑西市辻、筑西市辻、玉戸字伊房地、畑、畑、1,155 の内 1,058.38 m<sup>2</sup>、使用貸借、資材置場。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 280m、国道 50 号線の南側約 1.4 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内にて土木建築工事等を営む法人です。既存の資材置場が手狭であるため、申請地の一部を資材置場として使用すべく申請するものです。

11 番、つくば市高野、筑西市犬塚、藤ヶ谷字小富士、畑、畑、262 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、飛行場通りの東側約 386m、県道谷和原筑西線の西側約 1.6 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、市外の借家にて妻と暮らしております。将来、子育てするにあたり現在の住居では手狭になるため、自己用住宅を建築すべく申請するものです。

12 番、筑西市久地楽、筑西市久地楽、久地楽字下宿、山林、畑、1,256 m<sup>2</sup>、売買、駐車場兼作業所。

申請地は、県道つくば真岡線の北東側約 586m、国道 50 号線沿いに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内で廃棄物処理業を営んでおります。現在、駐車場及び作業所として利用している借地を返却せざるおえなくなったことから代替地として本申請をするものです。また、許可を得ずに申請地の一部を駐車場として利用していたことから始末書が添付されております。

13 番、筑西市幸町二丁目、下妻市字山尻、桑山字拾壺番耕地、畑、畑、666 m<sup>2</sup>、売買、事務所兼車庫。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 80m、県道つくば真岡線の西側約 565m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保でき

ます。申請者は、市内にて建設業を営む法人です。現在、県外で使用している事務所が借地のため、自社所有の事務所として移転すべく計画しておりました。今回、申請地が他法令で建築可能な場所であり、土地所有者から了解が得られたため申請するものです。

14 番、筑西市幸町二丁目、下妻市字山尻、桑山字拾壺番耕地、畑、畑、566 m<sup>2</sup>、売買、資材置場。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 116m、県道つくば真岡線の西側約 566m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内にて建設業を営む法人です。現在、県外で使用している事務所の敷地内に資材置場がありますが、事務所移転に伴い、新規事務所の隣地に資材置場を設置すべく申請するものです。

15 番、筑西市茂田、譲渡人が二名おりそれぞれが持分を有しております。筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、493 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 287m、国道 50 号線の南東側約 1.1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、市内の借家にて妻と子の三人で生活しております。今回、建築資金のめどがたち、子の成長に伴い借家では手狭になることが予想されるため自己用の住宅を建築すべく申請するものです。

16 番、筑西市西方、譲渡人が二名おりそれぞれが持分を有しております。筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、259 m<sup>2</sup>、売買、資材置場。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 226m、国道 50 号線の南東側約 1.1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内にて建築業を営む法人です。現在、業績が順調に推移しており、資材置場が不足しているため本申請を行うものです。

17 番から 19 番については事業者及び転用目的が同一のため、一括で説明いたします。17 番、筑西市布川、筑西市下江連、下江連字屋敷、畑、畑、807 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,897 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城二宮線の北西側約 122m、県道真岡筑西線の西側約 391m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

18 番、筑西市布川、筑西市下江連、下江連字東浦、畑、畑、1,041 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,507 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城二宮線の北西側約 72m、県道真岡筑西線の西側約 394m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

19 番、筑西市布川、筑西市下江連、下江連字東浦、畑、畑、99 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,051 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城二宮線の北西側約 82m、県道真岡筑西線の西側約 341m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内にて再生可能エネルギー等による発電事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を

確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

20番、21番については事業者及び転用目的が同一のため、一括で説明いたします。

20番、筑西市下江連、筑西市下江連、下江連字東浦、畑、畑、66㎡、賃借権、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城二宮線の北西側約105m、県道真岡筑西線の西側約332mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。事業敷地の内訳として宅地の面積が751.46㎡、第2種農地の面積が66㎡となっております。

21番、筑西市下江連、筑西市下江連、下江連字東浦、畑、畑、1,822㎡、賃借権、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城二宮線の北西側約62m、県道真岡筑西線の南西側約144mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内にて再生可能エネルギー等による発電事業などを営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

岩淵進  
委員

6番、岩淵です。

3番、4番、12番の案件を報告します。3月1日、書類審査と現地確認を行いました。まず3番と4番の案件ですが、後日、電話で申請内容の確認を行いました。譲受人は農業後継者がいないため、農地の有効活用を考えて、太陽光発電を検討していたということです。譲受人と思惑が一致して、今回の売買になったそうです。書類の不備もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。続いて12番の案件を報告します。3月1日、書類審査と現地確認を行いました。後日、申請内容の確認を行いました。現地は既に駐車場に転用されており、始末書も添付されておりました。書類に不備もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

高島敏男  
委員

ナンバー21番、高島です。

5番、7番、9番について報告いたします。始めにナンバー5番の太陽光の案件ですが、地目が畑になっていて、芝生が作られていました。この芝生は一帯が大体1町位作られている中の芝生なんですが、この地目が畑以外は全て山林でした。渡人も40年位前に名義変更したために、場所も分からず、今回はっきりしたところで、太陽光の方に売買できて良かったと言っていました。次にナンバー7番の件ですが、事務所ができた当初から駐車場として使っていたということで、始末書を添付して、今回幕引きをしたそうです。この事務所のあ

る間は、この駐車場は長期に使わせていただきたいということで、そのようなかたちで契約しているそうです。最後にナンバー9なのですが、この土地については、このような奥まった、本当に奥まった土地だったんで、聞いたところ、今はグーグルがあるから簡単に土地は探せるんですよというようなことでした。また渡人の3人の方も道が細く不便な土地なので持て余していたところに、今回のような売買の話があり、喜んで売買したというようなことを言っていました。以上の案件は、調査の結果、全て許可相当と思われます。更なるご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。

議 長

6番をお願いします。

寺内美雄  
委 員

5番、寺内です。

6番の案件ですが、1日に現地を見てまいりました。現況が雑種地と書いてあるように、先程説明にもありましたけれども、資材置場と碎石が敷かれて資材置場になっておりました。電話で譲受人に確認をしたところ、元々自分が新宅をしようと思っていた畑だったそうですけれども、交通の便がいいと協和地区に家を構えているそうです。資材置場として貸してそうですけれども、今回この譲渡人の親戚の方から譲ってくれないかと話しがあって、それに応じたそうです。譲受人の方ですが、先程説明にもありましたとおり、アパートで旦那さんと二人で暮らしていて、この土地そのものが自分の実家の近くなので丁度いいということで、親戚の方をお願いをして購入するということになったそうです。許可相当かと思われますが、皆さんの審議の程、お願いをいたします。以上です。

議 長

10番をお願いします。

大林富子  
委 員

11番、大林です。

私の方から、10番、15番、16番について報告いたします。先月28日に書類審査及び現地確認調査を実施し、後日、受人渡人それぞれに確認いたしました。まず10番ですが、現地は道路に面した少し低い土地になっておまして、資材置場として使用するには少し土盛り等が必要になる現状です。受人に電話をしたところ、担当は別の者と言われ、会社役員である渡人が担当と言われ、話をしました。渡人は受人の親だということでした。契約内容に間違いはないとのことでした。土地に段差がある点において質問をしたところ、土を入れずに砂利を入れますとの返事があり、再度、土は入れないですね、砂利だけですねと確認し、土を入れるとなると環境課への別の手続きが必要になりますと念を押しました。書類等にも不備なく許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議の程、よろしく申し上げます。続きまして15番、16番についてですが、同時に発表いたします。2件共、渡人が同じであり、渡人には2件同時に確認いたしました。受人も親子関係にあります。現地は道路に面した隣接する畑であり、受人それぞれ、契約内容にも間違いはないとのことでした。書類等にも不備がな

く許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議の程、よろしく申し上げます。  
以上です。

議 長 11 番をお願いします。

宮崎亨 14 番、宮崎が報告します。

委 員 過日、現地調査及び書類審査を行いました。譲受人は、今、賃貸で居住しておりますが、自分の趣味を活かせる一軒家を建てられる所を探していたということで、この土地を求めたということです。また譲渡人は、自分の自宅があった所の隣の農地ですが、現在は別の所に住居を求めているようなので、耕作もできないため、不動産屋に相談して売りたいということで、以前から頼んでいて、この売買が成立したそうです。許可相当と思いますが、皆様の更なるご審議をお願いします。

議 長 13 番をお願いします。

蓮沼俊男 16 番、蓮沼が報告します。

委 員 13 番、14 番、一括して報告いたします。3 月 1 日に書類審査をしまして、協和地区の委員全員で現地を確認いたしました。この農地は、県道と道路がかなり交差していて便利な所でありまして、6 戸連坦もとれるということで、この受人の事業者は新たな事業所を、先程事務局で報告がありましたように、栃木の方から新たな事務所と資材置場を欲しいということで検索していたようで、今回の売買に至りました。何ら問題ないと思われませんが、更なる審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 17 番をお願いします。

坂入進 24 番、坂入です。

委 員 17、18、19、20、21 番を報告いたします。2 月 28 日に書類審査及び現地確認を行いました。なお、双方共に、後日、電話での確認をいたしました。いずれも転用目的は、太陽光発電設備となっております。現状は第 2 種農地であり、周りは住宅に囲まれておりました。これらも特に問題ないと思われませんが、更なる皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 83 号を採決いたします。

議案第 83 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 83 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 84 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
信田主任

信田主任より説明いたします。

議案第 84 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市二木成、申請土地の表示：二木成字鎌田、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：358 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積：617 m<sup>2</sup>、現況：店舗兼倉庫敷地。

申請地は、筑西合同庁舎の南側約 178m、国道 294 号線の東側約 408m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 2 番、栃木県下都賀郡野木町丸林、茂田字日月、畑、宅地、753 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、県西総合公園の東側約 516m、県道石岡筑西線の北東側約 672m に位置する土地です。平成 14 年には、農地ではないとして 課税証明 を添付し証明願が出されております。

番号 3 番、東京都荒川区東尾久、女方字南新田、畑、宅地、1,241 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2,479 m<sup>2</sup>、事務所敷地。申請地は、国道 50 号線の南側約 848m、県道結城下妻線の北側約 899m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 4 番、筑西市西保末、辻字西原、畑、宅地、561 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、飛行場通りの東側約 416m、県道筑西三和線の南東側約 1.2 k m に位置する土地です。平成 5 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 5 番、筑西市東石田、東石田字和田西、畑、宅地、46 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約 159m、県道赤浜上大島線の北側約 230 m に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

飯泉孝  
委員 4番、飯泉です。  
1番、2番を報告いたします。先月、書類審査と現地の確認を行いました。  
まず1番ですが、店舗と倉庫の一部がですね、台帳畑となっております、20  
年以上宅地として利用してきたという状況でございます。また2番は、かなり  
以前から宅地課税されておまして、これも問題ないかと思えます。1番、2  
番共に20年以上経っていることから非農地証明発行に問題ないかと思えます。  
皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議長 3番をお願いします。

関口均  
委員 15番、関口です。  
3番について説明いたします。先月28日に書類審査をし、その後、現地確認  
をしました。現地は道路の西側にあり広い場所で、その北側にある事務所の建  
物は古く30～40年以上経過しているように見受けられました。よって、当案件  
は20年以上経過しているということで、非農地証明は妥当と思われませんが、更  
なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 4番をお願いします。

宮崎亨  
委員 14番、宮崎が報告します。  
3月2日に書類審査及び現地調査を行いました。現地は20年以上経過してお  
り、非農地証明は可能かと思えます。皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長 5番をお願いします。

寺内美雄  
委員 5番、寺内です。  
1日に現地を見てきました。申請地は、既に塀の中に入っており、宅地の一  
部になっておりました。その上には簡易な建物も建っており、宅地として利用  
している状態でありました。証明書の発行について、問題はないかと思われま  
す。更なる皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い  
たします。

議案第 84 号を採決いたします。

議案第 84 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 84 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 85 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 85 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号、申請人、申請土地の表示、台帳地目、現況地目、面積、入札期間、願出人の世帯状況の経営面積、従農者数、備考の順に朗読いたします。

1 番、筑西市小栗、小栗字東御前、畑、畑、988 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,065 m<sup>2</sup>、令和 4 年 4 月 7 日から令和 4 年 4 月 14 日まで、725 a、2（2）、公売。

提案理由。公売に参加するにあたり、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3 条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告をお願いします。

秋山員宏  
委 員

10 番、秋山が報告いたします。

申請人に会って、話を伺ってきました。申請人によりますと、以前より耕作している土地であり、公売になったことから買い受けたいとのこと。申請人は大規模の担い手農家であり、買受適格証明は可能と思われますが、皆様の更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 85 号を採決いたします。

議案第 85 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 85 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、決しました。

ここで筑西市農業委員会会議規則第 21 条の規定により、議長を蓮沼農政企画審議会副委員長に交代いたします。お願いします。

（議長交代）

事務局長

それではここで、開会前にご連絡させていただきましたが、本日、東日本大震災の発生から 11 年を迎え、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙とうにご協力ください。ご起立願います。

黙とう。

午後 2 時 46 分

お直りください。ご着席願います。

午後 2 時 47 分

蓮沼俊男  
農政企画  
審議会  
副委員長

議長指名により、議長を交代しますが不慣れですので、皆様のご協力を仰ぎながら、議事進行したいと思います。

それでは、議案第 86 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、13 番議席 齊藤一弥委員、18 番議席 栗島菊雄委員、20 番議席 水柿委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 50 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

高島補佐より説明いたします。

高島補佐

説明いたします。議案第 86 号、議案書の 19 ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお開きください。

農用地利用集積計画の総括表でございます。契約開始日令和 4 年 4 月 1 日、現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。新規の契約ですが、3 年未満、契約件数 4 件、筆数 7 筆、面積 2,328 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、契約件数 59 件、筆数 120 筆、面積 205,011 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 24 件、筆数 63 筆、面積 86,174 m<sup>2</sup>。10 年以上、契約件数 119 件、筆数 266 筆、面積 529,780 m<sup>2</sup>。合計、契約件数 206 件、筆数 456 筆、面積 823,293 m<sup>2</sup>でございます。続きまして、更新の契約でございます。3 年未満、契約件数 3 件、筆数 4 筆、面積 7,438 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、契約件数 168 件、筆数 384 筆、面積 629,626 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 22 件、筆数 42 筆、面積 71,780 m<sup>2</sup>。10 年以上、契約件数 118 件、筆数 290 筆、面積 433,863 m<sup>2</sup>。合計、契約件数 311 件、筆数 720 筆、面積 1,142,707 m<sup>2</sup>です。続きまして総合計ですが、3 年未満、契約件数 7 件、筆数 11 筆、面積 9,766 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、契約件数 227 件、筆数 504 筆、面積 834,637 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 46 件、筆数 105 筆、面積 157,954 m<sup>2</sup>。10 年以上、契約件数 237 件、筆数 556 筆、面積 963,643 m<sup>2</sup>。合計、契約件数 517 件、筆数 1,176 筆、面積 1,966,000 m<sup>2</sup>です。次のページの 21 ページから 46 ページが新規分の明細でございます。そして 47 ページから 90 ページが再設定分の明細になっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 86 号を採決いたします。

議案第 86 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 86 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、2 番議席 柴委員、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、13 番議席 齊藤一弥委員、18 番議席 栗島菊雄委員、20 番議席 水柿委員の除斥

を解きます。

午後 3 時 03 分 解除

ここで議長を交代いたします。皆様の協力によりまして、無事議長を終えることができました。ありがとうございました。

(議長交代)

議長

次に、日程第 5、報告第 56 号から第 60 号を、事務局より説明願います。

事務局長  
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第 56 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 2 件です。

つづきまして報告第 57 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。届出件数は、集合住宅 1 件です。

つづきまして、報告第 58 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。宅地分譲 1 件、建売住宅 1 件、合計 2 件です。

つづきまして、報告第 59 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約 2 件を含む 26 件です。

つづきまして、報告第 60 号になります。配布しております右上に別紙と書かれた報告第 60 号の書類をご用意いただきたいと思います。それでは、報告第 60 号、非農地判断について、令和 4 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになります。先日の現地調査の際に各地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの皆様に確認をいただいた農地を報告しております。詳細の朗読は省略させていただきます。非農地判断された農地につきましては、事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課並びに水田農業振興課等の関係機関に通知を発出した

します。非農地判断の報告につきましては、今後も現地調査の際に判断された農地について随時総会にてこのような形で報告させていただきます。報告は以上となります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和3年度第12回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年3月11日

議 長

署名委員

署名委員